

阿見町地域防災計画の修正について

■阿見町地域防災計画とは

阿見町地域防災計画は、国の災害対策基本法第42条の規定に基づき、阿見町防災会議が作成及び修正する計画。

町民の生命、身体、及び財産を災害から守るため実施すべき対策及び今後の方向性を定めており、町の防災活動の効果的かつ具体的な実施を図ることに重点を置いている。

■改定の背景

国の防災基本計画及び県地域防災計画の改定等による

□主な改正内容

〈国、県等上位計画の修正に基づく修正内容〉

- 1.火山噴火による降灰対策
- 2.防災士の位置付けの明確化
- 3.新物資システム（B－P L o）の活用及び町における物資の備蓄状況の公表

〈能登半島地震を踏まえた修正内容〉

- 4.在宅・車中泊避難者へのD W A T（災害派遣福祉チーム）派遣による福祉サービスの提供
- 5.キッチンカー・トレーラーハウス等の登録・データベース化

〈岩手県大船渡市林野火災を踏まえた修正内容〉

- 6.広報・啓発等を通じた林野火災の予防

〈気象庁の防災気象情報の見直しを踏まえた修正内容〉

- 7.新たな防災気象情報の反映

〈その他〉

- 8.町防災公園の位置付け
- 9.策定済み「地区防災計画」の承認

1.火山灰による降灰対策

○火山灰による降灰対策

背景…富士山の大規模噴火による広域降灰が首都圏を含む広い範囲に影響を及ぼすことが懸念されていることから、令和7年3月に「首都圏における広域降灰対策ガイドライン」が公表され、防災基本計画にも火山噴火による降灰対策が位置付けられるとともに、県地域防災計画に「火山噴火降灰対策計画」が新設された。

⇒町の修正概要

- ・火山噴火降灰対策計画の新設
- ・火山噴火降灰による被害想定を追加
- ・火山情報及び防災知識の普及に関する事項を追加
- ・降灰時における応急対策を追加

2.防災士の位置付けの明確化

○防災士の位置付けの明確化

背景…地域コミュニティの防災体制を強化するため、令和8年3月に茨城県地域防災計画において、防災士との連携が明記された。

⇒町の修正概要

- ・ 防災士を地域防災の担い手として位置付け

3.新物資システム（B－P L o） の活用及び町における物資の 備蓄状況の公表

○新物資システム（B－P L o）の活用及び町における物資の備蓄状況の公表

背景…災害時に必要な物資を迅速かつ円滑に調達・供給できる体制を強化するため、令和7年7月の防災基本計画の修正により、新物資システム（B－P L o）の活用及び備蓄状況の公表が位置付けられた。

⇒町の修正概要

- ・新物資システム（B－P L o）の活用、備蓄物資等の登録及び備蓄状況の公表を追加

4.在宅・車中泊避難者へのDWAT (災害派遣福祉チーム)派遣による 福祉サービスの提供

○在宅・車中泊避難者へのD W A T(災害派遣福祉チーム)派遣 による福祉サービスの提供

背景…令和6年能登半島地震において、在宅避難者や車中泊避難者への支援が課題となったことを踏まえ、令和7年7月に災害対策基本法等（災害救助法を含む。）の改正及び防災基本計画の修正が行われた。これにより、災害派遣福祉チーム（D W A T）による福祉サービスの提供対象が避難所に加え、在宅避難者や車中泊避難者にも拡大された。

⇒町の修正概要

- 災害救助法適用事務に福祉サービスを追加
- 救助費の基準額を改定

5. キッチンカー・トレーラーハウス 等の登録・データベース化

○キッチンカー・トレーラーハウス等の登録・データベース化

背景…災害時にキッチンカーやトイレカーなどの災害対応車両を円滑に活用できる体制を整備するため、令和6年能登半島地震の教訓を踏まえ、災害対応車両登録制度が創設され、令和7年7月の防災基本計画の修正に位置付けられた。

⇒町の修正概要

- ・ 災害対応車両の活用体制を追加

6. 広報・啓発等を通じた林野火災の 予防

○広報・啓発等を通じた林野火災の予防

背景…令和7年2月に発生した岩手県大船渡市等の大規模林野火災を踏まえ、山火事予防運動やSNS等を活用した広報・啓発等による林野火災予防の強化が、令和7年7月の防災基本計画に位置付けられた。

⇒町の修正概要

- ・ 山火事予防運動の実施
- ・ SNS等を活用した広報・啓発の推進
- ・ 林野火災予防に関する住民への普及啓発

7.新たな防災気象情報の反映

○新たな防災気象情報の反映

背景…近年の豪雨災害の激甚化・頻発化を踏まえ、住民が避難のタイミングをより分かりやすく判断できるよう、防災気象情報の見直しが検討され、令和6年6月の「防災気象情報に関する検討会」の提言を踏まえ、令和8年5月29日から新たな防災気象情報の運用が開始された。

⇒町の修正概要

- ・ 新たな防災気象情報の反映
- ・ 危険警報、警報、注意報の記載内容の見直し
- ・ 時系列情報、線状降水帯に関する情報の追加
- ・ 大雨キキクルの追加

その他

○町防災公園の位置付け

理由⇒阿見町中央防災公園に併設する温浴施設を計画に位置付けるとともに、地震災害時における復旧・復興拠点及び避難地等として機能する都市公園の整備を促進するため